

■ 無電柱化推進条例の骨子 に対する市民からの意見と市の考え方(案)

1 募集期間:平成30年6月23日(土)～平成30年7月24日(火)

提出件数: 2人 2件

2 意見の趣旨及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映)0件, B(実施にあたり考慮)1件, C(原案に考慮済み)0件, D(説明・回答)1件

意見No.	該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	1	—	30年以内に南海トラフ地震が起これば再び整備する必要が発生し、まったく無駄な投資となる可能性がある。子育て・教育・老人福祉と介護に投資する必要がある。	D	無電柱化を図ることで、発災時の電柱倒壊を防ぐことができ、避難行動や救助活動、復旧作業が容易になるなどの効果があります。阪神・淡路大震災では、約8,100基もの電柱が倒壊したとされており、その震災を経験した自治体だからこそ、必要な取り組みであると考えます。子育て・教育・福祉や介護と同じく、無電柱化も重要な施策と考えていますので、実施にあたっては、バランスを取りながら取り組んでまいります。
2	3	(4)⑤	近隣で無電柱化された地域で、電柱埋設エリアにおけるに宅地開発において、通常電線から引き込む光ファイバー等が、特定事業者以外のサービスを受けられないようになっている問題がある。 これにより、競争が起こらないため、安価なサービスまたは高品質なサービスへ乗り換えることができず、住民の不利益となっている。 このようなことが起こらないよう、「5 宅地開発による無電柱化の推進 市は、宅地開発により道路の新設が行われる場合には、その事業主に対し電柱及び電線を道路上において新たに設置しないよう求めると共に、事業主は将来にわたって、住民の不利益とならないように開発することを求める」 等、ご検討いただきたい。	B	条例では、無電柱化の推進に関する方向性を記載しております。 ただ、ご指摘のとおり、宅地開発を行う開発事業者において無電柱化を図っていただく場合には、サービスを供給できる事業者が特定される場合がありますので、複数の事業者から選択できるように開発事業者に求めてまいります。